

1. 利用者又はその家族等からの苦情・相談等に対応する窓口（連絡先）、
 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員 の設置

利用者からの苦情処理については、利用者がサービスを適切に利用できるよう、また、苦情の申し出やすい環境を整備すると共に、利用者に対するサービスの質を高め、利用者・事業者双方に有益となることを目的とし、下記のとおり対応する窓口、苦情解決担当者、苦情解決責任者を設置する。

- ①対応窓口 電話 0176-56-5421 / FAX 0176-56-5417
- ②苦情解決責任者 所 長
- ③苦情受付担当者 地域支援課長

2. 苦情解決の手順

